



## スイミングスクールの運営におけるコロナウイルス感染予防対策のガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、スイミングスクールの運営継続を図る際の基本的なガイドラインとなります。各施設は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や社会の情勢、政府や群馬県の方針等を踏まえ、会員のみならず並びにスタッフ、地域のみならずの健康・安全を第一に考え、すべての施設で感染防止策の強化と運営オペレーションの変更などを実施し、周知徹底と遵守に努めるようお願いいたします。

### 【プール施設の安全性の高い環境を堅持する】

プール施設は、国の衛生基準に基づき、室内換気、プール水の循環を常時、更に衛生機関による水質検査を毎月実施しており、常に保健所の厳しい指導の元、営業しております。プール施設の環境は、ウィルスの殺菌能力が高い次亜塩素酸ナトリウムによる消毒（現在感染予防に広く使われている消毒液）が常に施されており、一定の濃度を保っております。また、プールの水は常に循環しており、ろ過機を通る事により常に清潔に保たれています。湿度も50～60%が維持されていることから、感染防止に優れ、感染リスクが低い環境となっております。この厳しい基準をクリアした安全性の高い環境を堅持することは必須となっております。この厳しい基準をクリアした安全性の高い環境を堅持することにより、群馬県はもとより全国各地のスイミングスクールにてクラスターが発生していない現状を引き続き、維持する必要があります。4月6日（月）にNHK番組「あさイチ」の放送内でも、プール環境が感染に対して低リスクであることも紹介されており、5月13日には、北海道大学より次亜塩素酸水に新型コロナウイルスの感染性を失わせる不活化効果があることが検証結果で実証されています。

### 【プール施設の感染予防対策の徹底】

- ①入退館時の手指の消毒用に備え付けのアルコール消毒液もしくは次亜塩素酸水等を設置する。
- ②来館者に対して分かりやすいように入口（フロント）やギャラリー、通路に感染予防対策の注意書きの掲示や必要に応じて職員による体調確認の声掛け等を行う。
- ③接触を避けるためにコイントレーを活用した現金・カードの受け渡し等も考慮する。
- ④施設や諸室は、平米数に応じて入場者の人数制限や使用を禁止にて考慮する。
- ⑤入館から退館までの混雑を解消する。  
※構造上難しい場合は、入退館者の時間に間隔を空けるなど工夫すること
- ⑥フロントにはビニールカーテン等のパーテーションを必要に応じて設置し、飛沫感染予防を行う。
- ⑦更衣室は、密を避ける為に入室人数の制限や時間差で更衣を行う等工夫し、換気扇の活用、窓やドアを開けるなどして換気を十分に行う。

あわせて、スケジュールを決めて定期的にアルコールや次亜塩素水による除菌作業や更衣室の面積や形状にもよるがロッカーなどの使用間隔を十分に確保したり、体操場等広いスペースがある場合には、その場所を更衣に使用するなど密を作らない工夫を考慮すること。

- ⑧準備体操は、体操場では行わず、プールサイドにて行う等の施設形状に合わせて間隔を広く取り工夫して実施する。
- ⑨プールは換気扇を回す、窓を開けるなどし、十分な換気量を確保する。
- ⑩プール内、プールサイドでは、人と人との距離を十分確保し、密にならないようにする。  
また、近距離での会話や発声を避けるように声掛けをする。
- ⑪プール退水後はシャワーをしっかりと浴び全身をくまなく洗う。

### 【プール施設利用者への感染予防の為の要請】

#### ■会員および保護者のみなさんの体調確認のお願い

- ①感染予防のため、しばらくの間、以下の点を厳守の上ご利用いただくようお願いし、次の症状がある方など、該当する点があるお客様は、ご利用をお断りする。
  - ・風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や平熱より1℃以上の熱がある方  
※ご来館前に自宅等で検温をお願いする。
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
  - ・咳、痰、胸部に不快感のある方
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・その他、新型コロナウイルス感染の可能性がある方
  - ・過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方
  - ・海外渡航歴がある方および同居されている方は、2週間以上の経過観察にご協力いただく
- ②次の疾病や服薬中の方は新型コロナウイルスに感染した場合、重症化のリスクが高いため極力ご利用はお控えいただく。
  - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

#### ■施設利用時の感染予防のお願い

- ①利用者は会員又は登録者のみとし、それ以外の者は原則利用できない事とする。
- ②決められた曜日・時間のみ原則利用できる事とし、滞在時間は2時間以内を目安とする。
- ③来館時から退館するまで可能な限りマスクを着用する。
- ④備え付けのアルコール等消毒剤等で手指の消毒を行う。
- ⑤自宅で着替えを済ませ、ロッカールームの滞在時間をなるべく短縮できるようご協力いただく。
- ⑥レッスン中は、不要な私語は慎んでいただき、近距離での会話や発声を避ける。

- ⑦送迎バスを利用の際には以下の事を徹底する。
- ・乗車時も、可能であれば備え付けのアルコール等消毒剤等で手指の消毒を行う。
  - ・乗車人数を出来る範囲で制限し、席の間隔を空けて着席する等工夫をする。
  - ・飲食は、禁止とする。
  - ・マスクを着用し、私語は慎む。
  - ・走行中、窓を安全で可能な範囲で常時開放し車内換気を行う。
- ⑧利用者（子供）の保護者の観覧を可能であれば必要時以外は原則禁止し、間隔をあけたり、入場制限等により密を避ける工夫をする。
- ⑨トイレは蓋をして汚物は流すようにする。

#### 【スタッフにおける感染予防対策の徹底】

- ①自宅・業務開始前の体温の測定と記録
- ②手洗い・うがい・消毒・マスクの着用、生活リズムを崩さず規則正しい生活の奨励
- ③熱や軽度であっても、風症状（せきや喉の痛み）がある場合、また嘔吐・下痢の症状がある場合にも所属長へ連絡し出勤停止の徹底、あわせて同居親族にも同様の症状がみられる場合も所属長の判断を仰ぐこと。
- ④平熱より1度以上高い熱がある、強いだるさや息苦しさがある、味覚・臭覚の異常があるなどの場合は所属長に連絡の上、保健所等に問い合わせする。
- ⑤休憩は人数を減らし、対面での食事や会話は行わない（利用者の休憩スペースは撤去する）。休憩場所は常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- ⑥従業員はプールへの入水以外の業務を行う際には必ずマスクの着用を徹底する。
- ⑦出勤時、トイレの使用後（蓋を閉めて汚物を流す）は手洗い、手指の消毒を行う。
- ⑧施設滞在時は、常に人と人との距離を十分確保し密にならないようにする。  
また、近距離での会話や発声を避けるように注意をする。
- ⑨通常の清掃に加えて、消毒液などを用いて、机やドアノブ、スイッチ、階段の手すりなど、よく触れる所の消毒を利用者の入れ替え時など定期的に行う。また、水着脱水機、ハンドドライヤーや共通のタオルを撤去や使用できないようにする。
- ⑩スケジュールを決め、クリーンタイムを設け、館内除菌清掃を行う。
- ⑪プールの塩素（次亜塩素酸ナトリウム）の残留濃度を1時間毎にチェックし保健所の安全基準に合わせるよう検査を行う。
- ⑫鼻水や唾液が付いたゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し行い、ゴミはビニール袋に密閉して捨てる。ゴミの回収を行った後は石鹸で手を洗い消毒液などを使用する。
- ⑬定期的な情報発信を館内掲示やホームページ、メール、SNS等で行い、感染予防の啓蒙を図る。

#### <送迎バスの感染予防対策について>

- ①ドライバーはマスクを着用する。
- ②車内の座席や手すりは乗車の入れ替え時に毎回、消毒液による除菌清掃を実施する。
- ③走行中、窓を可能な範囲で常時開放し、外気導入モードもあわせて車内換気を行う。

④乗車人数は乗車定員の半分の人数を目安とし席の間隔を空けて着席する。

#### 【感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応】

##### ①患者発生の把握

施設は、患者が確認された場合は、その旨を保健所に報告し対応について指導を受ける。  
また、スタッフに対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底する。

##### ②濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大予防策においては、医師の届け出等で患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請を行う事とされています。

この為、施設は保健所の調査に協力し速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大予防のための措置をとること。

##### ③濃厚接触者への対応

保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対して14日間以上出勤を停止し、健康観察を実施し、体調および検温の記録や報告を指示すること。

##### ④感染者への対応

感染が確認された場合は、症状の改善とPCR(Polymerase Chain Reaction)検査で2回陰性となるまでの期間の利用禁止や出勤停止などを推奨する。詳細については保健所や行政機関の指示にしたがうこと。

##### ⑤施設の消毒

保健所の指導に従い、徹底的に施設の消毒を実施すること。また営業については保健所の判断の元、決定すること。

#### 【補足】

①群馬県水泳連盟ジュニア委員会に加盟するスイミングスクールは、本ガイドラインを施設の形状にあわせて可能な限り遵守するのはもちろん、スポーツ庁の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や一般社団法人日本スイミングクラブ協会のガイドライン等も参考にし、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しなくてはならない。

②スポーツクラブ・ジムを併設するクラブは、一般社団法人日本フィットネス産業協会のガイドラインを遵守して運営し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や社会の情勢、政府や群馬県の方針等を踏まえ、スポーツクラブ・ジム部門の自粛運営や休館を別途行うこと。

以上